

# 登園許可証（医師記入）

練馬白菊幼稚園

幼稚園の生活は、感染症についての配慮が必要な場となります。下記にありますが感染症にかかった場合は、学校保健安全法により出席停止となります。医師に治癒したことの認定を受けるまで登園は出来ません。（学校保健法施行規則第19条及び20条を参考にしています。）

組 名前

✓印	疾患名	登園のめやす
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過してから
	インフルエンザ（ A ・ B ）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	風しん	発しんが消失してから
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しん痂皮化してから
	流行性耳腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺・の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱、アデノウイルス等）	主な症状が消え2日経過してから
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による治療を終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （ベロ毒素を生産する 大腸菌O157、O26、O111等）	症状が治まり、連続2回の検便によって菌陰性が確認されたもの
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗生物質治療開始から24時間を経て全身状態が良いもの
	流行性嘔吐下痢症 （感染性胃腸炎、ノロ、ロタ等）	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事が食べられること

練馬白菊幼稚園 殿

上記の者は、令和 年 月 日に上記の疾患と診断しましたが、集団生活に支障がない状態となったので、令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日 医療機関名

電話番号

医師名

印